

新潟県条例第11号

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例（平成22年新潟県条例第40号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(修学資金の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 次の各号のいずれにも該当する者については、前項の修学資金の額に月額5万円を加算する。</u></p> <p><u>(1) 規則で定める修学が困難な地域に所在する市町村（以下この項において「修学困難市町村」という。）から養成施設への入学又は入所に伴い住所を移転した者、養成施設に修学困難市町村から通学している者その他の修学が困難であると知事が認める者</u></p> <p><u>(2) 修学困難市町村から、規則で定める施設等において業務に従事することが返還の債務の免除の要件とされている資金の貸与の決定を受けた者</u></p> <p><u>(3) 看護職員の免許を取得し、直ちに修学困難市町村内において業務に従事しようとする者</u></p> <p><u>(貸与期間)</u></p> <p>第4条 <u>修学資金を貸与する期間は、貸与決定の月から卒業の月までとする。</u></p> <p><u>(連帯保証人)</u></p> <p>第5条 <u>修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人2人を立てなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第12条の規定による延滞利息を包含するものとする。</u></p> <p><u>3 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者である場合には保証人のうち1人を法定代理人とし、成年者である場合には保証人のうち1人を父母兄弟又はこれに代わる者としなければならない。</u></p> <p><u>(貸与の停止、休止及び保留)</u></p> <p>第6条 <u>知事は、修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、将来に向かって貸与をやめるものとする。</u></p> <p><u>(1) 退学したとき。</u></p> <p><u>(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。</u></p> <p><u>(5) 死亡したとき。</u></p>	<p>(修学資金の額)</p> <p>第3条 (略)</p>

(6) その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、修学生が休学し又は停学の処分を受けたときは、休学し又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸与を休止する。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

3 知事は、修学生が正当な理由なく第13条に規定する学業成績表及び健康診断書を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還の債務の当然免除)

第7条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日（当該養成施設を卒業後引き続き他種の養成施設又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の看護に関する修士課程（以下「大学院修士課程」という。）において修学した場合は、これを卒業又は修了した日。以下同じ。）から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに特定医療施設等（県内に所在する基本貸与条例第7条第2項各号に掲げる施設等その他看護職員の充足に資するものとして知事が認める施設等をいう。以下同じ。）において業務に従事した場合であつて、他種の養成施設又は大学院修士課程における修学により業務に従事できなかった期間を除き、特定医療施設等において業務に継続して従事した期間が5年以上であるとき。

(2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、知事は、第3条第2項に規定する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる債務を免除するものとする。

(1) 次のいずれかに該当したとき 第3条第2項に規定する額に基づき貸与された修学資金の返還の債務

ア 養成施設を卒業した日から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに規則で定める施設等において業務に従事した場合であつて、他種の養成施設又は大学院修士課程における修学により業務に従事できなかった期間を除き、規則で定める施設等において業務に継続して従事した期間が5年以上であるとき。

イ 養成施設を卒業した日から1年6月以内に

(返還の債務の当然免除)

第4条 知事は、修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設を卒業した日（当該養成施設を卒業後引き続き他種の養成施設において修学した場合は、これを卒業した日。次号において同じ。）から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに特定医療施設等において業務に従事した場合であつて、他種の養成施設における修学により業務に従事できなかった期間を除き、特定医療施設等において業務に継続して従事した期間が5年以上であるとき。

(2) (略)

2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する基本貸与条例第7条第2項各号に掲げる施設等その他看護職員の充足に資するものとして知事が認める施設等をいう。

看護職員の免許を取得し、直ちに規則で定める施設等において業務に従事した場合であつて、当該業務に継続して従事している期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 前項各号のいずれかに該当したとき（前号に該当したときを除く。）第3条第1項に規定する額に基づき貸与された修学資金の返還の債務

（返還）

第8条 修学資金は、修学生に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、その事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（第6条第2項の規定により修学資金の貸与が休止された期間を除く。）に相当する期間（第10条又は第11条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、月賦で又は一時に返還しなければならない。

(1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸与が停止されたとき。

(2) 養成施設を卒業した日から1年6月以内に看護職員の免許を取得しなかったとき。

(3) 看護職員の免許取得後直ちに特定医療施設等又は規則で定める施設等において業務に従事しなかったとき。

(4) 返還の債務の当然免除を受ける前に業務外の理由により死亡し、又は特定医療施設等若しくは規則で定める施設等において業務に従事しなくなったとき。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する者が養成施設を卒業した日から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに特定医療施設等（規則で定める施設等を除く。）において業務に従事した場合には、業務に従事した日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（第6条第2項の規定により修学資金の貸与が休止された期間を除く。）に相当する期間（第10条又は第11条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、修学資金の一部を月賦で又は一時に返還しなければならない。

（返還の債務の裁量免除）

第9条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合（第7条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受ける場合を除く。）には、貸与した修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上特定医療施設等又は規則で定める施設等において業務に従事したとき。

(2) 死亡、災害又は傷病その他やむを得ない理由があるとき。

(返還の当然猶予)

第10条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間中において、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸与を停止された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。

(2) 当該養成施設を卒業後更に他種の養成施設又は大学院修士課程において修学しているとき。

(返還の裁量猶予)

第11条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合（第7条又は第9条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受ける場合を除く。）には、当該各号に掲げる事由が継続する期間中において、履行期の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 特定医療施設等又は規則で定める施設等において業務に従事しているとき。

(2) 災害、傷病その他やむを得ない理由があるとき。

(延滞利息)

第12条 修学生は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した延滞利息を支払わなければならない。

(学業成績表等の提出)

第13条 修学生は、貸与決定から卒業までの間、毎年学業成績表及び健康診断書を知事に提出しなければならない。

(基本貸与条例の準用)

第5条 基本貸与条例第4条から第6条まで及び第8条から第12条までの規定はこの条例の規定により貸与決定が行われた修学資金の貸与期間、連帯保証人、貸与の停止、休止及び保留、返還、返還の債務の裁量免除、返還の当然猶予、返還の裁量猶予並びに延滞利息について、基本貸与条例第13条の規定はこの条例の規定により貸与決定が行われた修学資金に係る修学生の学業成績表等の提出

について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基本貸与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第4条	修学資金	新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例（平成22年新潟県条例第40号。以下「臨時貸与条例」という。）に基づき貸与する修学資金（以下「修学資金」という。）
第8条第2号	養成施設	臨時貸与条例第2条に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）
第8条第3号	県内（特別貸与を受けた者にあつては、特定医療施設等。以下同じ。）	臨時貸与条例第4条第2項に規定する特定医療施設等（以下「特定医療施設等」という。）
第8条第4号、第9条第1号及び第11条第1号	県内	特定医療施設等
第9条第2号及び第11条第2号	第7条第1項第3号	臨時貸与条例第4条第1項第2号
第11条第1号	第7条第1項第1号又は第2号	臨時貸与条例第4条第1項第1号

第14条 （略）

附 則

1・2 （略）

（この条例の失効）

3 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正は、公布の日から施行する。

第6条 （略）

附 則

1・2 （略）

（この条例の失効）

3 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例第2条に規定する修学資金（以下この項において「修学資金」という。）の貸与の決定を受ける者について適用し、同日前に修学資金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。